

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理（概要）

- 生活保護制度の見直しの検討にあたり、令和3年11月より6回にわたって、国と地方自治体の実務者が協議を行い、今般、これまでの議論の整理を行った。今後、これを踏まえ、地方自治体の首長級との協議である「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催する予定。
- また、今後、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、これまでの議論の整理を報告し、生活保護制度の見直しについて更に議論する予定。

【構成】

- 地方自治体の生活保護担当者（課長級等）
（参加自治体）
福島県、大阪府、豊島区、高知市、川崎市、大阪市、湯梨浜町（鳥取県）、坂町（広島県）
- 厚生労働省
社会・援護局
総務課長、保護課長、保護課自立推進・指導監査室長、保護課保護事業室長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長

【開催実績】

| | | |
|------------|-----|---|
| 令和3年11月19日 | 第1回 | 生活保護制度の現状等 |
| 令和3年12月6日 | 第2回 | 包括的な自立支援・就労支援、子どもの貧困対策、生活保護基準における級地制度 |
| 令和3年12月24日 | 第3回 | 健康管理支援事業及び医療扶助 |
| 令和4年1月31日 | 第4回 | 居住支援 |
| 令和4年2月15日 | 第5回 | 事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策等、生活保護基準における級地制度 |
| 令和4年3月29日 | 第6回 | これまでの議論の整理について |

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理（概要）

現下の経済社会状況を踏まえた生活保護制度による支援の基本的な方向

- 今後、生活保護受給世帯の高齢化・単身化や、世界金融危機後の「その他世帯」が小幅な減少に止まっている状況等を踏まえた対応が必要
- また、現下の新型コロナウイルス感染症による経済社会状況への影響により、生活困窮者自立支援制度や緊急小口資金等の特例貸付等を活用する者が増加していることを踏まえ、生活困窮者自立支援制度との連携等により、生活保護を必要とする者が速やかに保護につながり、自立できるような適切な支援が必要

包括的な自立支援

- 被保護者の抱える課題が多様化する中で、ケースワーカーを中心に包括的な自立に向けた支援を行っていくため、自立支援プログラムによる実施状況等も踏まえ、関係機関と緊密に連携を取りながら支援に取り組んでいくことが必要
 - ・ 複数の関係機関による支援が必要となる被保護者について、会議体において自立支援に向けた計画を作成すること等を通じて関係機関との役割分担を明確にし、連携して支援する仕組みを検討すべき
 - ・ 多様な課題を抱える被保護者への対応に係る理念として、自立支援プログラムにおける就労自立、社会生活自立及び日常生活自立の考え方を制度的に位置づけることが考えられる
- 生活困窮者自立支援制度とのより一層の連携のための方策が必要
 - ・ 生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業等の中で、被保護者の支援を行うことができるようにすることを検討すべき

就労支援等

- 今後、就労支援事業等自立支援関係事業については、就労までに一定の時間を要する者（就労意欲を失い、日常生活自立や社会生活自立に向けた支援が必要な者等）が少なくないことも踏まえ、利用者の状態像に応じたきめ細かな支援を行えるようにしていくことが必要。また、就労準備支援事業や家計改善支援事業については、その実施率の向上を図る対応が必要
 - ・ 予算事業となっている就労準備支援事業、家計改善支援事業について、都道府県等による広域的な実施等、実施率の向上を図る方策を検討すべき
 - ・ 金銭管理支援についても、推進方策を検討すべき
- 勤労控除、就労自立給付金などの各種就労インセンティブについては、就労・増収等を通じた自立への意欲を高めることができるよう、効果的な推進を図っていくことが必要
 - ・ 保護廃止後の不安の解消や、就労意欲への訴求等の観点から見直しを検討すべき

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理（概要）

子どもの貧困対策

- 生活保護世帯の親の子育てや教育に関する意識等が高くないケースがあることや、親の抱える課題が子どもの養育環境にも影響を与えることが少なくないことも踏まえ、貧困の連鎖の防止に向けた取組を推進する必要
 - ・ 親も含めた世帯全体に対する効果的な支援方策等を検討すべき
 - ・ 大学等への進学に向けた各種支援策が拡充されている中で、一般世帯の中にも、高等学校卒業後、大学等に進学せずに就職する者や、奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う者が存在することとの均衡も踏まえれば、世帯内修学を認めるような段階にはないと考えられる

健康管理支援事業・医療扶助

- 被保護者健康管理支援事業について、保健部局との連携等効果的・効率的な実施体制の構築が必要
- レセプトデータ等を用いたPDCAサイクルに基づく取組とすべく、事業実施に係る指標設定・評価、各種データの効率的な収集・活用等の推進が重要
- 被保護者健康管理支援事業のより効果的な実施を図る観点から、機能強化が必要
 - ・ 頻回受診者に対する健康管理支援の側面からの効果的な実施方策、重複投薬や多剤投与等に着眼した支援方策、生活面に着眼したアプローチの推進方策等を検討すべき
 - ・ オンライン資格確認の導入に当たり、適正受診指導を促すため、被保護者の受診状況について医療機関が即時に把握出来るような仕組みを検討
- 医療扶助のガバナンス強化の必要性が指摘されており、都道府県によるデータに基づく適正化方策の推進により、管内自治体等への関与を強化していく必要
 - ・ 都道府県による、管内の被保護者健康管理支援事業や医療扶助の実施状況に係る情報の収集・分析等を通じた管内自治体や指定医療機関に対する助言・指導等の効果的な実施方策を検討すべき。その際の、都道府県における専門的・技術的な支援等を行う機関の設置など、都道府県による実効的な支援方策を検討すべき

居住支援

- 保護施設については、支援の多様化等も踏まえ、様々な生活課題に柔軟に対応する観点から、各施設の機能面に着眼した整理も含め、その機能のあり方を検討する必要。また、地域共生社会の実現に向けた取組の中で、様々な生活課題を抱える者に対する支援を行う保護施設の役割は重要
 - ・ 地域移行の推進等の観点から、救護施設等保護施設における個別支援の更なる推進方策を検討し、その際にはケースワーカーも関与する仕組みを検討すべき
- 無料低額宿泊所については、平成30年改正法により導入された事前届出制の実効性の確保を図っていくことが重要
 - ・ 事前届出制の実効性を高める方策を検討すべき
- 日常生活支援住居施設について、施行後間もない状況を踏まえて、支援の質の向上を図る取組の推進が必要
 - ・ 研修に関する都道府県の役割、地域資源の乏しい自治体における広域連携の推進方策を検討すべき
- 居住支援について、居場所づくり（互助機能の強化等）も含め、現行の予算事業の更なる推進や生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業（地域居住支援事業）との連携の観点から進めていくことが重要
 - ・ 予算事業である居住不安定者等居宅生活移行支援事業の更なる推進方策を検討すべき
 - ・ 生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める状況に鑑み、高齢者に対する家賃補助制度の創設について意見があった一方で、持ち家世帯等との公平性などの問題があり、慎重に検討すべきという意見もあった。

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理（概要）

生活保護基準における級地区分

- 級地の階級数については、①国の統計による分析において、級地の階級数を4区分以上とした場合には隣接級地間で一般低所得世帯の消費水準に有意な差がない箇所が生じ、また、現行の1～3級地の各級地における枝番1と枝番2の地域間でも一般低所得世帯の消費水準に有意な差がないこと、②アンケート調査の結果からも、各階級における枝番を廃止することは地域の実情に即したものと考えられることから、各階級における枝番を廃止し、1～3級地の3区分とする方向性は妥当なものと考えられる
- 個別の市町村の級地指定については、提案された統計的な手法を用いて指定を見直し得る市町村を検討の対象とし、丁寧に自治体の意向を確認した上で指定の見直しの判断をするという方向性は妥当なものと考えられる

事務負担の軽減・生活保護費の適正支給の確保策

- ケースワーカーの事務負担の軽減について、ケースワーカーが真に必要な業務に重点化できるようにする観点から検討していく必要
 - ・ 被保護者の多様で複雑な課題を解決するにあたって、ケース診断会議等を通じた組織的な支援方針の検討や、関係他機関との連携等のチームアプローチ等により、支援の質の確保と負担軽減を図ることについて検討すべき
 - ・ 他機関との連携を通じ、ケースワークの質向上を図るため、他制度における会議体に参画した場合に、訪問調査活動を柔軟に取り扱うことも考えられる
 - ・ 事務の合理化が考えられる分野として、定型的な業務のデジタル化や医療券・調剤券等の電子化、各種調査の効率化等について、意見が挙がった
- 生活保護費の適正支給の確保策について、制度の信頼性を担保するため、現在発生している問題事例に応じて対策を講じていく必要
 - ・ 複数の福祉事務所で保護を受給する事案の防止策を検討すべき
- 平成30年の法改正において、居住地特例の対象として、新たに特定施設入居者生活介護を行う特定施設を追加したところ、基本的には、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入居者全体に拡大することが適当という意見があった